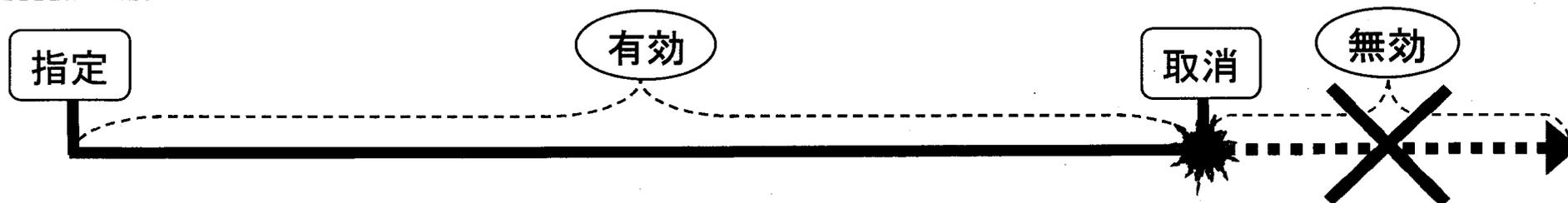


# 指定の更新制の導入

# ○介護サービス事業者の指定の更新について

改正前

一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効



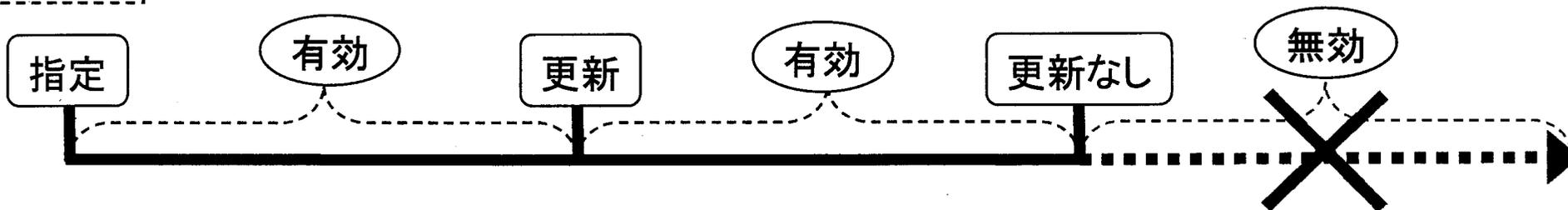
介護サービスの質を担保するために、介護サービス事業者が、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行うことができるかを、定期的にチェックする必要がある。

**指定の更新制の導入**

※みなし指定の事業者は除く。

改正後

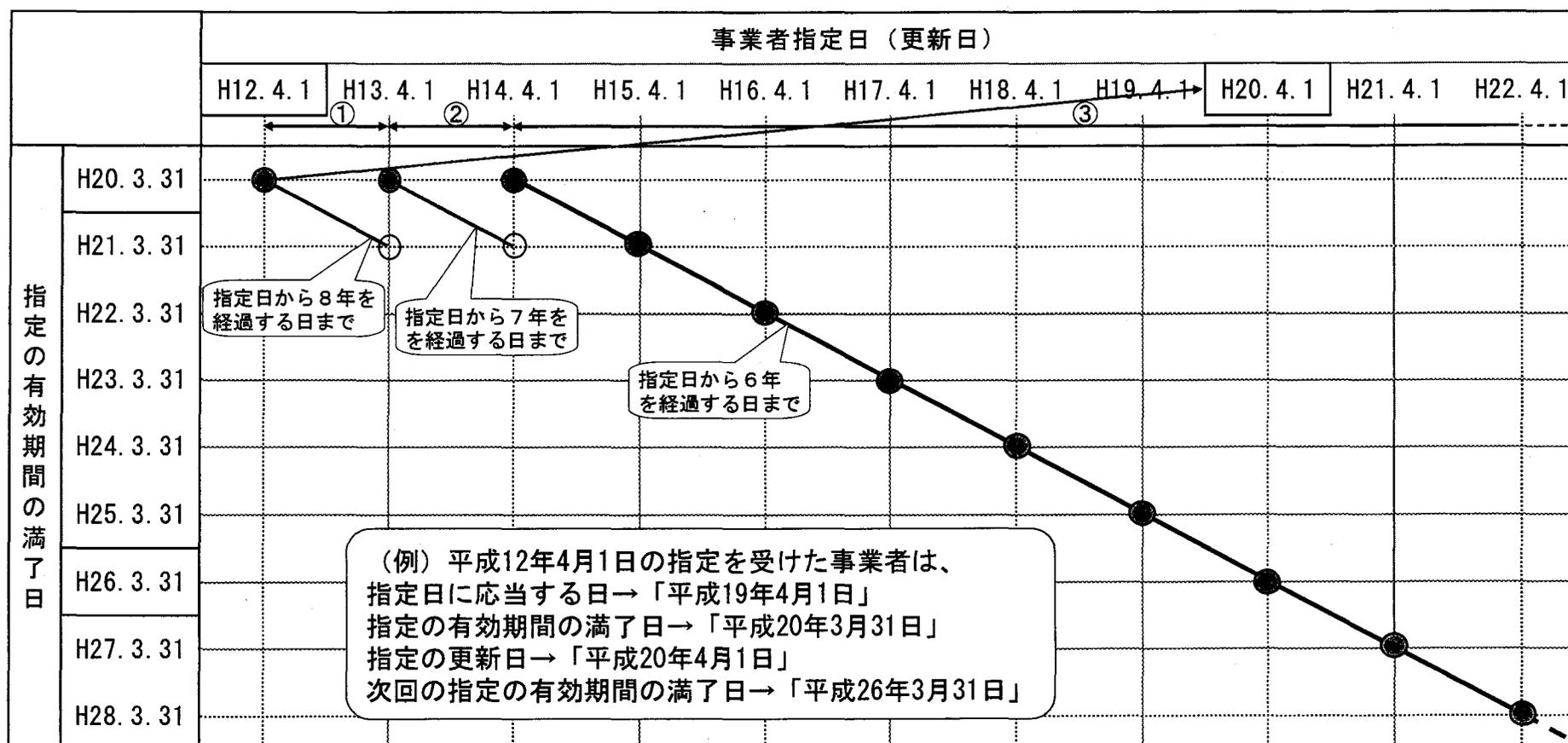
一定期間（6年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失う



※事業者が指定の更新の申請をした場合において、指定の有効期間の満了日までに、当該申請に対する処分がされないときは、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでは、従前の指定が有効とされる。

# ○介護サービス事業者の指定の有効期間について

区分	①	②	③
事業者指定日（更新日）	平成12年4月1日 ～平成13年3月31日	平成13年4月1日 ～平成14年4月1日	平成14年4月2日～
指定日に相当する日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	
指定の有効期間の満了日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年4月1日～



# ( 参 考 条 文 ⑤ )

## ○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の更新）

- 第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

## ○介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）・附 則

第十条 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一 項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている指定居宅サービス事業者（次項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者（第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者を除く。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）は、施行日に、新介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2・3 （略）

## ○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）・附 則

（指定又は許可の有効期間の経過措置）

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法（以下「法」という。）第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項（新法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第一百七条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年（平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に応ずる日から一年）を経過する日まで」とする。

# 勸告・命令等の権限の追加

# ○勧告・命令等の権限の追加

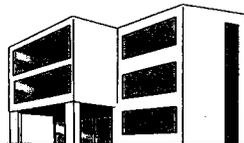
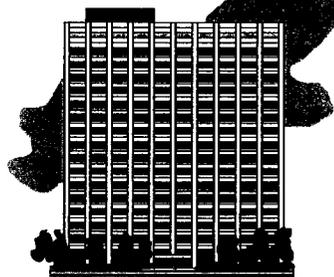
改正前においては、不正を行う指定サービス事業者に対する強制力のある行政処分の方法としては、「指定の取消」しか手段が限られていたため、実態に即した指導監督や行政処分ができないことがあった。

より実態に即した指導監督や行政処分ができるよう、指定の取消に加えて、指導監督の仕組みを新たに規定した。

- ①指定サービス事業者が、指定基準に定める従業者の員数を満たしておらず、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。【勧告】
  - ②指定サービス事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。【公表】
  - ③勧告を受けた指定サービス事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。【命令】
  - ④③の命令をした場合には、利用者の適切なサービス選択の機会を確保するため、その旨を公示しなければならない。【公示】
- ※市町村（保険者）は、設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、その旨を事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。（その他の内容についても、市町村（保険者）は都道府県に情報提供することは可能）【通知】

都道府県（指定権者）

地域密着型サービスの場合には市町村



市町村（保険者）

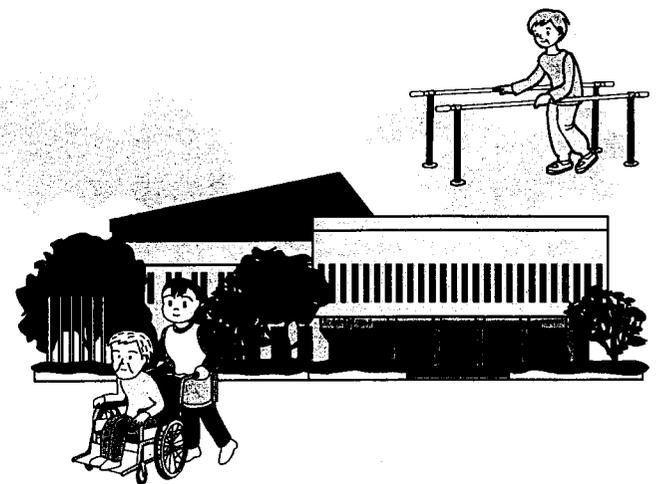
介護保険法に基づく指定関係

指定の取消・指定の効力の停止

①勧告 ②公表 ③命令 ④公示

介護保険法に基づく保険給付(注)

介護サービス事業所・施設



## ( 参 考 条 文 ⑥ )

### ○介護保険法（平成9年法律第123号）

（勧告、命令等）

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

# **市町村における介護サービス 事業所・施設への立入権限の付与**

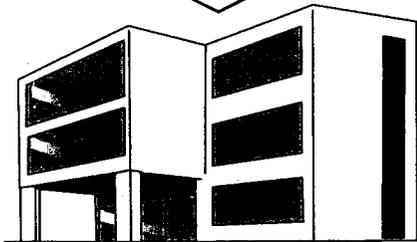
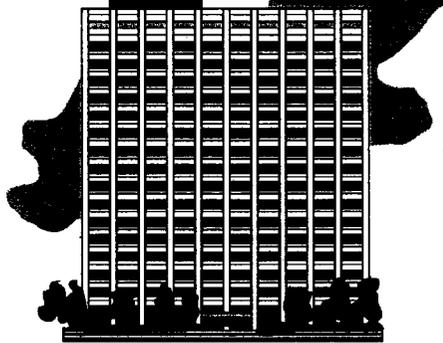
# ○市町村における介護サービス事業所・施設への立入権限の付与

改正前においては、市町村（保険者）は介護サービス事業者に対して「立入」等の権限がなかったため、保険給付の内容等を十分にチェックできないことがあった。

指定サービス事業者関係について、都道府県が事業者等への立入権限を有することを明記し、市町村（保険者）に都道府県と同等の権限を与えるとともに、指定サービス事業者関係以外については市町村（保険者）に立入権限を与えた。また、立ち入り等の拒否に対する罰則を設けた。

## 都道府県（指定権者）

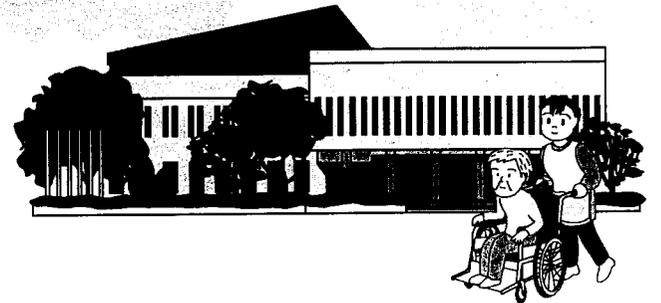
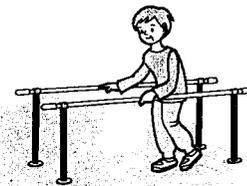
※地域密着型サービスの場合



## 市町村（保険者）



## 介護サービス事業所・施設



(注) 法定代理受領の要件を満たす場合に限る。

## ( 参 考 条 文 ⑦ )

### ○介護保険法（平成9年法律第123号）

（文書の提出等）

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。））、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。））、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。））若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（報告等）

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定に違反したとき。

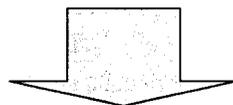
二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第百五条において準用する医療法第八条の二第二項及び第九条の規定に違反したとき。

# 指定 (効力) の停止の権限の追加

## ○介護サービス事業者指定の効力の停止について ①

改正前においては、指定サービス事業者については「指定の取消」という方法でしか、その効力を失わせることはできず、不適正なサービス提供をおこなっていることが判明しても、緊急的な措置等の柔軟な対応がとれなかった。



不正な運営をしている指定サービス事業者を確認した場合に、緊急的に不適正なサービス提供に基づく介護報酬の請求を停止させるなど、指定の全部又は一部の効力の停止を行えるようになった。

### 参 考 条 文

#### ○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 （略）

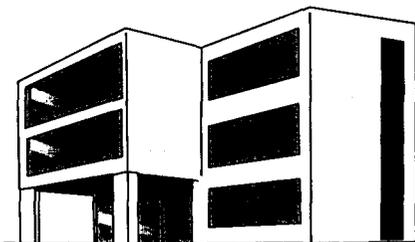
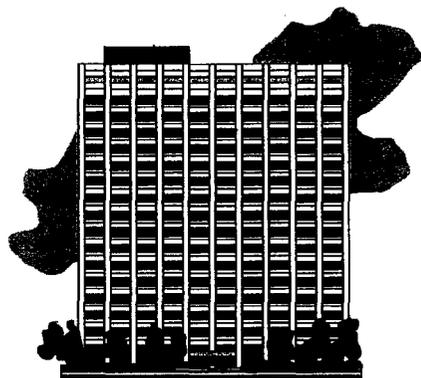
2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

# ○介護サービス事業者指定の効力の停止について ②

介護保険法に基づき期間を定めて指定の効力を停止した場合…（例：指定サービスの提供）

**都道府県（指定権者）**

※地域密着型サービスの場合、指定等については市町村



**市町村（保険者）**

**指定の効力の停止**

※福祉系サービスに限る。

老人福祉法に基づく届出

老人福祉法に基づく指導・監督等

介護保険法に基づく指定申請

介護保険法に基づく指定・監督等

~~介護保険法に基づく  
保険給付（注）~~

**介護サービス事業所・施設**



~~介護保険給付対象  
サービスとして利用~~



**利 用 者**

（注）法定代理受領の要件を満たす場合に限る。